

「平成12年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について」
(平成12年2月8日閣議了解)の実施について

平成12年2月8日
チツソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せ

「平成12年度以降におけるチツソ株式会社に対する支援措置について」(平成12年2月8日付け閣議了解。以下「閣議了解」という。)の実施に関し、次のとおり申し合わせる。

1. 閣議了解中2.(1)の「可能な範囲」は次の額とする。

【經常利益が 40 億円＋無利子化相当額 以上の場合】

$[40 \text{ 億円} - (\text{補償金支払額} + \text{租税公課} + \text{セーフティ・ネットへの返済額})]$
 $+ \{(\text{經常利益} - \text{無利子化相当額}) - 40 \text{ 億円}\} \times 1/2$

【經常利益が 40 億円＋無利子化相当額 未満の場合】

$(\text{經常利益} - \text{無利子化相当額})$
 $- (\text{補償金支払額} + \text{租税公課} + \text{セーフティ・ネットへの返済額})$

注1:上記「經常利益」及び「補償金支払額」は、前年度の決算における額とする。

注2:上記「租税公課」は、前年度決算に基づく租税公課の額とする。

注3:上記「セーフティ・ネットへの返済額」は、セーフティ・ネットからの前年度中の借入金に対する元本返済額とする。ただし、当該元本返済額のうち、セーフティ・ネットからの借入れによる額は含まない。

注4:上記「無利子化相当額」は、1,319,304千円とする。

注5:算式から求められる額が負の場合の「可能な範囲」は0円とする。

注6:平成12年度は、その前年度の平成11年度において既に従来方式に基づく患者補償及び公的債務の返済が行われているため、「可能な範囲」は0円とする。

注7:平成13年度及び平成14年度限りの特例措置として、「可能な範囲」を上記算式から求められる額の1/2の額とし、内部留保の増額を認めることとする。

2. 「特別な県債」

- (1) 閣議了解中2.(2)の「特別な県債」は、熊本県のテツソへの貸付金に対する県債として発行する。
- (2) 上記貸付金には、熊本県が閣議了解2.(1)に基づいて行う支払猶予と同様に、金利を付さないこととする。

3. セーフティ・ネット

(1) 原資

財団法人水俣・芦北地域振興基金、財団法人水俣病問題解決支援財団及び財団法人水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金(以下「財団」という。)の基本財産の2/3に相当する額を運用財産に変更し、これをセーフティ・ネットの原資とする。

(2) セーフティ・ネットの発動要件及び貸付額

- ①セーフティ・ネットの発動は、以下の算式から求められる額が正の場合に行われるものとする。

上半期分の貸付額

$$\begin{aligned} &= (\text{上半期の補償金支払額} \\ &\quad + \text{セーフティ・ネットに返済すべき元本相当額}) \\ &\quad - (\text{上半期経常利益} - \text{上半期無利子化相当額}) \end{aligned}$$

下半期分の貸付額

$$\begin{aligned} &= (\text{下半期の補償金支払額} \\ &\quad + \text{セーフティ・ネットに返済すべき元本相当額}) \\ &\quad - \{(\text{年間経常利益} - \text{上半期経常利益}) - \text{下半期無利子化相当額}\} \end{aligned}$$

注1:各半期の「無利子化相当額」は、659,652千円とする。

注2:(上半期経常利益 - 上半期無利子化相当額)又は{(年間経常利益 - 上半期経常利益) - 下半期無利子化相当額}が負の場合は、これを0円とする。

- ②セーフティ・ネットが発動される場合には、連絡会議が、中間決算確定時及び

最終決算確定時にチツソから決算報告を受け、上記の算式に基づいて貸付額を算定し、これを受け、熊本県より財団に対して発動を通知する。

③貸付金には、適切な金利を付すことにより、財団の現行事業に支障のないように手当する。

(3)セーフティ・ネットが発動されることとなった場合には、爾後の対応の協議を開始するものとする。